

令和4年度

横浜市商店街空き店舗活用事業補助金

(空き店舗開業助成事業)

商店街での開業をサポートします！

横浜市内の商店街にある空き店舗に必要な条件を満たして開業する方に対し、仲介手数料を除いた店舗賃貸借契約にかかる初期費用の一部を補助します。

1. 申請できる方

個人、中小企業（みなし大企業を除く）、商店会、各種団体（社会福祉法人、NPO法人等）で、各申請枠における必要な要件をすべて満たす方
（詳細は裏面参照）

大型商業施設のテナント型店舗を除く、横浜市内商店街の空き店舗（※）を活用して開業する方のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 登録店舗（市のウェブサイト「空き店舗登録制度」内に掲載されている空き店舗）かつ商店会の希望する業種や営業時間で開業する方
- (2) 「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する方
- (3) （公財）横浜企業経営支援財団の「横浜ビジネスグランプリ」において、ファイナルに選出されたプランで開業する方

（※） 閉店後3か月以上経過しており、主要な道路又は通路に直接面している建物の空き店舗が対象

2. 補助限度額

補助率	補助限度額
10/10	50万円

※初期費用等が補助限度額に満たない場合は、初期費用等を千円未満切捨てにした額までとなります。補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象外となります。

(裏面あり)

3. 補助対象経費

仲介手数料を除いた店舗賃貸借契約にかかる初期費用等
(例：前払家賃、敷金、礼金、保証金相当額等)

4. 応募の要件(登録店舗活用枠・開業支援枠共通)

- ・ 1年以上継続して事業を行う見込みがあること
- ・ 週4日以上開設し、継続的に運営する事業であること
- ・ 原則開業時に、開業するエリアの商店会に加入し、商店街の活性化に向けて協力すること
- ・ 開業に際して法律に基づく資格等が必要な場合には、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがあること
- ・ 市町村民税を滞納していないこと
- ・ 暴力団及び暴力団員でないこと、また法人の代表者又は役員（法人格を持たない団体の場合は代表者）が暴力団員でないこと
- ・ 過去3年間に当該補助金を受けていないこと
- ・ 市内他商店街からの移転でないこと
- ・ 事務所等（来街者向けではない店舗）でないこと

5. 募集期間

令和5年2月28日まで（予算の範囲内）

※ 応募の要件を満たすもので、賃貸借契約等の関係で募集期間内の応募が難しい場合はご相談ください。

6. 注意事項

- ・ その他諸条件がありますので、申請いただけない場合があります。
- ・ 申請前に事前チェックシートに基づく〔事前相談〕を行います。
- ・ 申請書を提出した後に開業することができます。
- ・ 開業後1年未満で事業を廃止若しくは移転又は1年未満で商店会を退会する場合、補助金の返還を求めます。

詳しくは、ウェブサイト等でご確認ください。

【お問合せ先】 横浜市経済局商業振興課

TEL:045-671-3488 FAX:045-664-9533



【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/shotengai/akitenjosei/tenpoyuuti.html>

商店街空き店舗活用事業（空き店舗開業助成事業）

検索

Click!

お気軽に
ご相談ください。